

# 愛媛県議会基本条例の一部改正（案）

## 愛媛県議会基本条例 改正の背景

愛媛県議会基本条例は、議会の基本理念、議員の責務のほか、議会に関する基本的事項などを定めるために、平成 22 年度に議員提案により制定しました。

このたび、令和 5 年 5 月に施行された改正地方自治法で、議会の役割及び議員の職務が明文化されたことを踏まえて、議会基本条例に以下の内容を盛り込んだ改正を行い、本県議会の姿勢を明確化したいと考えています。

- 議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
- 議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること
- 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと

## 議会基本条例の改正（案）

### （基本理念）

第 2 条 議会は、県民が選挙した議員をもって組織され、二元代表制の一翼を担い、県の重要な意思決定に関する事件を議決する議事機関として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める権限を行使するものとする。

2 議会は、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

### （議員の責務）

第 3 条 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に応え、誠実にその職務を行う責務を有する。